

第9回 仙台市いじめ問題専門委員会 議事録

平成30年9月18日（火）
教育相談課作成

- ◆ 日 時 平成30年9月10日（月） 午後7時00分から午後10時13分まで
- ◆ 場 所 上杉分庁舎 教育局第1会議室
- ◆ 出席委員 ◎委員長 ○副委員長

No.	氏 名	出欠
1	伊藤 佑紀	出
2	大久保さやか	出
3	○ 大塚 達以	出
4	◎ 川端 壮康	出
5	神 春美	出
6	高橋 達男	出
7	田中 幸子	出

・敬称略 ・50音順

1 開会

（教育相談課主幹）

それではただいまより、第9回仙台市いじめ問題専門委員会を始めさせていただきます。初めに、川端委員長よりご挨拶をお願いいたします。

2 委員長挨拶

（川端委員長）

委員長の川端でございます。皆さまお忙しい中、本日もお集まりいただき、ありがとうございます。この専門委員会も第9回目を迎えまして、事案の究明に向けまして一層の議論が深まっているところでございます。この調子でと言いますか、この議論を深めていくことを今後とも進めていきたいと思うところでございますが、そろそろと言いますか、事案に分析のゴールも見据えて一層議論を深めるとともにスピードアップを図っていかなければいけないと思うところでございます。皆さま方のより一層のご協力をお願いいたします。以上です。

3 報告・協議

（教育相談課主幹）

ありがとうございました。それでは、これからの報告・協議につきましては、川端委員長に進めさせていただきたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

(川端委員長)

それでは議事を進めさせていただきます。これから次第の「3. 報告・協議」に入りますが、仙台市いじめ問題専門委員会調査運営実施要領第5条で、「会議は、原則として非公開」となっていますが、第2項に「この規定にかかわらず、専門委員会は、仙台市情報公開条例第7条各号に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、専門委員会の委員長が会議に諮って必要と認められる者に対して会議を公開できる」とあります。参考として、「仙台市情報公開条例第7条」については6ページの資料がございますが、委員の皆さま、(1)の「委員会における議論の進め方について」の部分の会議を公開してよろしいでしょうか。異議ある方は申し上げます。よろしいですか。

<各委員から異議なしとの意思表示あり>

(川端委員長)

それでは、公開にて会議を進めたいと思います。最初に、お手元にある次第が書いてある冊子の資料、3ページ目に「委員会における議論の進め方について」の部分がございますので、そこについてお話を進めたいと思います。まず、前回まで前回の議論の振り返り、及びまとめとして僕のほうから少し発言させていただきますが、前回の会議では今後の会議の進め方について議論を行い、確認したあと、いじめや体罰の事実関係について、その中でも、前回特にいじめへの事実関係の確認を中心に議論を行いました。今後、会議の進め方については、委員としての基本的なスタンス、協議するテーマ進め方などを示した、これまでも示しております、「いじめ問題専門委員会における議論の進め方について」という資料を委員に渡し、また委員からご意見を頂きました。その議論の中で出たことをかいつまんでまとめますと、今後の議論の基本的な進め方として、個々の事案についてしっかり事実の確認を行うと共に、まあ当然ですが、それらの事実を時系列に並べ、当該生徒の与えた影響など各事実の持つ意味というもの全体の流れの中で見ていく必要がある。全体をふかんするというような目を持って分析する必要もあるということも改めて論じられました。また、本事案の調査を今後の教育現場に生かしていくためにも、学校のサポート体制や指示、指導、援助など、本事案について不備や不足はどこにあったのか、もっとこうすればよかったということなども、しっかり提言のために議論していくべきだというご意見もありました。また、事案を分析していくに当たっては、関係生徒や周囲の生徒について、その人間関係も含めて、より幅広い人間関係を見ていく必要があるという意見も頂きました。その後行いました事実関係の確認の議論では、これまでの聴き取り調査の内容などを基に、各委員が疑問に思っていることなどを活発に議論していただきました。その中でも、いじめ事案についての事実関係の確認、特にその事案がどのような人間関係の中で行われたか、これが関係生徒等のどのような意図を持って行われたのかについて、活発な議論が交わされたところでございます。また、事案発生直前の当該生徒の心理状況に係わる事実などを基に議論も行いました。今後も客観的な材料を基にしながら、事実関係の確認をその背景の分析も含めて進めて行くこととなりますが、全ての事案を行ったり来たりしながら議論を進めて行くことになると考えております。それで毎回見ていただいておりますが、今後の議論の進め方につきましては、その「いじめ問題専門委員会における議論の進め方について」ということに従っていくということになるかと思うんですが、今回変更した部分については強調文字で書いてござい

す。まあ、そこだけかいつまんで言いますと、今申し上げたことの繰り返しになりますが、当該生徒といじめについて考えていくときに、その事案における当該生徒、関係生徒、周囲の生徒、教員、学校の捉え方というものを考えていく際に、当該生徒と関係生徒、周囲の生徒の日常の人間関係というものをしっかり捉えたうえで、その行動がそのときにどういう意味があったのか、どういう影響を当該生徒に与えたのかということについて考える必要があるということが付け加えられています。また、先ほど申しましたが、それぞれの事案を個別に論じるだけではなくて、時系列に並べてその他のいじめ等の事案だけではなくて、関係する様々な事実と照らし合わせつつ、当該生徒に与えた影響というものを全体的な流れの中で論じる必要があるかと思われまます。また、これも先に申し上げたことですが、学校における当該生徒の指導援助に関して、もっとこうすればよかったという視点もしっかり持って、何が不足していたのかということについて、提言を念頭に置きつつしっかり議論していく必要があるというようなこともあるかと思ひます。また最後のところで、再発防止のためにどうすればよいのかということについて学校が取るべき方策、さらに教育委員会が取るべき方策などについても、そこまでも議論を進めて行く必要があるだろうというような方針の改善というか修正がなされたところでございます。これらについて、ご確認あるいはご意見等はございましたら、ご自由にご発言いただければと思ひます。

<各委員思考中>

(田中委員)

いいですか。

(川端委員長)

どうぞ。

(田中委員)

田中でございます。進め方について、これでいいかなと思ひんですけども、これどこから行ってもいいんですか。

(川端委員長)

あの、これについてですか。

(田中委員)

これについて。あの、これ順番に行くっていう意味ではないんですね。

(川端委員長)

調査におきましては、先ほども申し上げていますが、行ったり来たりしながら関係あるところを、ある意味順不同で行くことになるかと思ひます、はい。そう言ってますけども、はい。

<各委員思考中>

(川端委員長)

いかがでしょうか。まだお時間がございますが、議論の進め方、あるいは前回の振り返りの内容についてなど意見がございましたら、はい。

(田中委員)

あの田中です。前回あの非公開になってからの話のものだったというふうに思うんですけど、いじめの個々の問題について、いろいろ議論があったかというふうに思うんですけどもですね。それを今回、またさらに、たくさんいじめじゃないと言われる教育、学校側が出したものが事実関係として出されていますけど、それについて、今日は前回の出た案件についてもう少し私としては今回議論を進めていただけたらなというふうに思っているんですね。何件か出たと思うんですけども、けがのことについてとかですね、そういうものとか、あの前回骨折なのか何なのかというレントゲンっていうか、医師の診断書っていうか、それをまあ事務局にお願いしたというふうに思うんですけども、そういうことも含めて、今日用意されていないようなんですけども、あの用意していただきながら、この前是非それがあつたほうがいいんじゃないかということですね、話があつたかと思うんですけども、あの書いてあるものがその骨折なのか、あとで骨折なんとかっていう話が出たので、右手なのか左手なのかっていう話も出たかと一緒に思うんですけども、その辺り今回用意していただけていないんですかね、事務局も。資料ですね、はい。頂いていないので。

(川端委員長)

はい、まあ事案の事実関係の究明につきましては、追加資料もお願いしたところでございました。それがどうなったかということについては、それは大丈夫ですか、はい。

(学校教育部長)

具体の事案になりますので、これは非公開の場でお話させていただいた内容ですから…。

(田中委員)

あるってこと。

(学校教育部長)

このことについても、非公開の場でご説明させていただきます。

(田中委員)

いいですか。いや、あの、それは別に名前が出ているわけでもなく、左手なのか右手なのかっていう話で、それでそういう話があつたから、そういう資料をお出しいただけるっていうお約束でしたねっていう話なので、資料用意してますっていう話でよろしいかと思うんですけども、いかがですか。

(学校教育部長)

あの非公開の場での話ですから、そういったところも含めて、この場では後ほど事務局のほうから説明させていただきます。

(田中委員)

何回も言うようだけど、いわゆる個人情報とかですね、個人が特定されるとかですね、学校が特定されるとか、まあそういうことにおいてですね、保護者のとか加害者と言われる子供たちの名前とかがね、あのやっぱり知れるのはっていうことで今回そこは十分配慮してっていうことだというふうに思うんですね。なので、その資料が私としては、資料が用意されているのかどうかちょっと知りたいだけなんで、その部分に関しては用意してますかっていうのを別に知られても何ら何か差し障りがございますか。

(川端委員長)

はい、あの今のことにつきまして、資料が準備できたかどうかということについてお答えいただ

いてもいいかと思うんですが、あの田中委員におかれましては、そのこういった内容については、ご発言はちょっとお控えいただければと思います。あの、お話からすると、前回話で出た請求した資料が上がってきたかどうかを確認したいということですので、まあ個別の内容がないような形でご質問いただければと思うところでございます、はい。

(学校教育部長)

はい、本日はまだ資料としては用意しておりません。

(田中委員)

そうですか。じゃあそういうふうにおっしゃるのであればですね、そこまでなんか、資料があるのかないかまでなかなかご返事いただけないっていうのであれば、非常に公開としては何か難しいかなと思うので、ええとですね、では、議会でいじめ事案として出された、あの仙台市議会にですね、資料として出されたのはよろしいかなと、一般公開の場である議会は傍聴できる場で私なども傍聴しながら質問とかも聞いたり、その中で出された資料についてですね、中に私としてはいじめが疑われる事案と、いじめ事案っていうのが、これ学校側が把握した、まあ委員会としてではないですけども、学校側がこういうふうにしたっていうことなので、ここが結構時系列に一応並んでいるんですよ。5月16日「くさいと言われた」、「ミスをしたら悪口を言われた」、とかですね、こういうふうに並んでいるのでですね、あのそういう辺りを、ここに学校の対応なども書かれていて関係生徒からも聴き取りなども書かれているんですね。で、その中で、このいじめが疑われる事案に関してですね、あの、こう、あるので、学校の対応としては整形外科に引率したがというふうにご書いてある、これいいんですよ、ここはね、これ公開のあれですからいいんですよ。書いてあって、骨折か、骨折しているかどうか判断できないとの診断っていうふうに書かれてですね。生徒の保護者さんへは電話連絡をして、追いかけた生徒の保護者から謝罪の申し出もあるがっていうふうにご結構書かれているのでですね、それをまあそういうふうに言われるとどこまで質問していいのかなって、ちょっと（不聴取）しまうんですけど、これがあの「スポーツ保険の報告書を見たときである」って、3月の認知したのがって書いてあるので、ここら辺りもあの今後ですね、学校の聴き取りではどうなのか分からないですけども、この辺りももう少し詰めて議論していただけたらなというふうに思っております。「3月に提出された2月28日付スポーツ振興センターの報告書を見たときである」というふうに書かれていてですね、これが今後是非議論していただきたい、もっといじめが疑われる事案となっておりますけども、それがいじめが疑われる事案になって、いじめと認められていない学校側としてはいじめだと認めていないっていうか、まだ委員会はそこまでもうちょっと行ってませんが、それについては委員会としてもっとけがもしていることですので、是非いろんなアンケートとか診断書とか取っていただいたりしながら、検討していくべきではないかなと私は思っています。

(川端委員長)

はい、その議論につきましては前回も話しているところでございますので、引き続き議論はしていくということでよろしいかと思います、はい。

(田中委員)

事務局にちょっと聞いてもいいですかね。あの、答えられなければしょうがないかなと思うんですけども、公開の場がどこまでなのか、私の判断ではなんか事務局の判断がちょっと違うので、ちょっと違うような質問をしたら申し訳ないと思っておりますけども、ここにですね、まあ後日、学校全体

にも学級全体にも、指導とか一つ一つこう「ズボンを下げられそうになったのが嫌だったねという担任の問いにうなずく」とかですね、「当該生徒が泣いているのを担任が発見」とか、細かくとても丁寧に、細かく書いて議会には報告されているというふうに思うんですね。これが5月16日から11月、12月、3月まで続いて、8件があるんですけども、続いて（不聴取）しているんですけども、これらはあのなんだ、教育局としては把握していたっていうのか、把握してたのかどうかっていうのがここには記載されていないので、そこまではいかがでしょうか、聞いても大丈夫でしょうか。

(学校教育部長)

今お話があった資料というのは、議会のほうに報告している資料のことだと思いますけれども、これらについては事案発生後、教育委員会として学校から聴き取り等をして、教育委員会として確認した事項です。で、これらが事実であるかどうか、そしてその背景調査も含めて、そういったところを当委員会のほうでしっかり議論していただければと思っております。

(川端委員長)

よろしいでしょうか。あの、個別な事案に関する資料があるかどうかとか、教育委員会の把握等については、まあ非公開の部分でやるべきことだと思いますので、またそこで個別にお尋ねいただければと思うところです。その他には、何かお話はございませんか。

(田中委員)

田中です。いいですかね。この8件に関しては一応、まあその委員会としては見解は全く出ていないわけですけども、教育局としてはこの8件に関してはいじめがあったってということで認めているっていう事案という考え方でよろしいでしょうか。

(学校教育部長)

これは学校から確認した事項と、学校から確認した内容だというふうに捉えていただきたいと思います。

(田中委員)

そうすると、学校がいじめ事案として確認をして、教育局としては確認、まあその認識していないという意味でしょうか。

(学校教育部長)

学校と教育委員会の認識は同じです。

(田中委員)

じゃあ学校と教育委員会と教育局、事務局まあ杉山さんのほうも認識していると捉えていると取ってよろしいでしょうか。

(学校教育部長)

ご理解いただくのはそうです。ただ、これをきちんと客観的に調べていただくっていうのが、この専門委員会の場をお願いしたいこととございます。

(田中委員)

私の中で、その何だろ学校が、学校と教育局、教育委員会がですね、あの、この委員会がそれをさらに検証するための委員会ではもちろんありますけども、そのそれが認識が学校側だけが認識したんじゃなく、ちゃんと教育局とか教育委員会のほうでもこのいじめが、いじめ事案だというふうに8件挙がっているわけですけども、それについては一応認識してっるっていうふうに捉えて

いいのかがちよつと確認、私の中でちよつと確認できてなかったので聞きたかったんですね。そうすると、あと2件（※実際は1件）についていじめが疑われる事案についても、いじめではなくいじめが疑われる事案だということで、学校と教育委員会が認識しているということでよろしいですね。

（学校教育部長）

いじめではなくて、いじめが疑われるというよりも、いじめかどうかまだ教育委員会として学校として十分確認しきれていないというふうに捉えていただきたいと思います。

（田中委員）

だからいじめが疑われる事案なんですよ。いじめだとは断定していないけど、いじめかどうかと疑われる事案だということに書いてあるとおりでよろしいんですよ。

（川端委員長）

はい、教育委員会と学校の認識について、確認していただきましたので、それを一応踏まえつつも委員会としてそのために開かれているわけですので、しっかり精査していきたいと思うところがありますね、はい。あと、よろしいでしょうか。もう、お時間も段々押してきてますが、他にこれはということとかあれば。

<各委員思案中>

（川端委員長）

特にはそれ以上なければ、次の議題に進みたいと思います。えー、教育委員会の認識等につきまして、公開の部分でも十分にいけると思いますので、今この場で聞いておくことがあれば、是非聞いておいて…。

（田中委員）

いや、非公開じゃなくて、できるだけ公開してるのだから、ぎりぎり公開はできる範囲内で、是非あの事務局側との、あの、こう市民の方もいらっしゃっているようなので、できる範囲内ですね、あのもちろん答えられる範囲内であっていかね、私もそれをよくほんとに違いがあつてうまくいかないかもしれないですけども、せっかくいらっしゃってくれてるので、やはりできるだけこんなふうなことを議論して、こんなふうには私達は考えて、こんなふうなことを今後、これからもね、今非公開になる部分についても、こんなことをっていうところで、ほんとに差し障りない範囲でできれば、あの、お聞きしたいと思うんです、皆さんなんか、私だけしゃべって皆さん誰も発言しないので、ちよつとしゃべりづらいなというふうに思ってますけど、川端委員長もなんか早く終わってほしいような雰囲気も無きにしても非ずですけど。できればその公開という意味ではね、やはりその、やってるんだよっていうことをまず伝えていかないと、前回ちよつと私の中でとても反省してですね、なんかとても当たり障りのない話をして、それだったら公開しても非公開でもどっちでもよかったのかなって思ってしまったので、ちよつとこんなことを考えて、こんなことを確認しながらやっていくんだよっていうことを皆さんにお示しするっていうことがやっぱり委員会としての在り方じゃないかなと私は思っているんで、ちよつといろんなことをできる限りの範囲内ですね、お聞きしてるんですけども、いかがですか。

(川端委員長)

いやあの必要なことであればどんどん聞いていただいて、早く終わりたいっていうことはありませんけれども、ただ、本題の議論もございますので、これだけに永遠に時間を費やしているわけにもいかないという時間配分のこともございます。ですので、ここで是非聞いておくべきことというのを集中してやっていただければいいと思います。

(田中委員)

あの本番っていう言い方はね、失礼だと思うんですよ、聞いている人たちに、とても。やはり最初から本番だというふうな認識で公開の場も本番、もちろん非公開の場も本番っていう形でやっていかないと、なんか非公開は本番だけど、これはなんか本当に当たり障りのない話で皆さんにただしてるだけっていうのは、大変、私は公開してる市民に対して失礼かなっていうふうに、ちょっと思ったんですね。やはりどちらも本番でどちらも大切なことだと、公開の場も大切なことだというふうにこう考えていますけど、委員長いかがですか。

(川端委員長)

その本番という意味では、そういうふうに公開している部分を軽視しているという意味で言ったんではないですけども、そういう誤解を与えたのであれば、それは素直に謝罪するところではございますけども。我々にはこの事案を分析して、最終的な答申を作るという目的がございますので、時間的な制約がある中でできるだけスピードアップして結論に到達しなければいけませんので、そこに力を集中したいと、まあそういう意味で、まあ本番という言葉がよくなかったのかもしれないですけど、重大なやらなくてはならないことが控えている、こういうふうにご理解いただければと思います。

(田中委員)

田中です。すみません、なんかね、こう突っかかるようで申し訳ないですけど、公開の場も本当に大切な場だと私は思っています。できる限り公開の場で議論して行って、本当にどうしても個人情報とかですね、そういうほうに分かってしまう場合に対しては配慮して、もちろん非公開という場で議論が必要だと思いますし、そして私たち、私も含めてですけど、この委員会も非常に遅いっていうことも私自身はとても反省してですね、2か月に1回とか、1か月に1回っていうペースで進んでいるについて聞いている人が聞いていれば、いや今までゆっくりゆっくり2か月に1回のペースでやって公開の場はちゃっちゃと終わらせて、非公開の部分は急いでやんなきゃいけないんだみたいな、そしたらもっと前に、私がね、一般傍聴の市民だったらですよ、だったらもっと早く非公開の場でちゃんとやればよかったんじゃないかという批判を受けかねないと思うので、やっぱりこの公開の場である程度のところで議論を、議論というか、できる限りのとこですね、せっかく議会に出しているこの資料は大丈夫だっていうことでおっしゃってくださっているの、他の委員の皆さんにも、なんかそのところで質問とかいただけたら、私はありがたいと思います。公開された場で私だけがしゃべって他の人たちがなんか全然しゃべらないのは、ちょっとなんかどうかなって思ってますけど、皆さん意見があれば是非。

(伊藤委員)

委員の伊藤ですけど、もちろんその公開で、できるところはっていうふうな主旨については否定は全然なくて賛同しますが、ただ議会に出た資料を基にですね、個別、具体的な事実についてどこまで突っ込めるのか、どこまで言ったら個人情報に支障がないとか、その判断はすごく難し

と思うんですよ。我々は委員1人1人の発言によって、その個人が特定されるリスクがどれだけあるのかとか、瞬時に判断ってすごく難しいと思うんですよ。なので、やっぱり個別の事案にどこまで入って行けるかやっぱり判断が難しいので、そこに関してこの公開の場で議論できるのはやっぱり限られてきてしまうと思うんです。なので議論の方向性とかですね、大まかにこういった形でここを重点的にやっていこうというのは、このいじめ問題専門委員会における議論の進め方についてというふうな文書で示されているので、この方向については委員長から報告があって、それに関しての意見交換をされたわけですけど、これをさらに踏み込んでですね、その事実関係、個別、具体的な事実についてここで質問しなければいけないような話ではないと思いますし、一般論として何か言えることがあればいいんですけども、やっぱり個別、具体的な事実についての質問とか、あとはさっきの資料の有無とかもですね、それによってやっぱりどこまで（不聴取）いんしていくかも分からない。個人情報、個人名が出るかどうかだけじゃないと思うんですよ、個別、個人情報に関わる、問題に発展してしまうかもしれないと思うので、やっぱりその委員の先生方もなかなか発言しづらいのもそこだと思ってるんです。やっぱり微妙なところについてはなかなか踏み込みづらいというのがあると思うので、そこはまあ、やむを得ないのかなと。個別事案については、やっぱり非公開の場でやっていくことこそがスピードアップにつながるのかなというふうに私は思ってます。

(田中委員)

田中です。骨折については、ここに公開されているわけですよ、議会のところでですね。今の段階では骨折しているかどうか判断できないとの診断とかが出てくるわけですね。それについて、診断書の有無とか右か左かという話はここに出てませんが、それだけの話で、個人が特定されるというところ、右手か左かというだけで個人が特定されるか、これ、亡くなった当該生徒の話ですね、骨折したのはね。

(伊藤委員)

個人名が特定するかどうかというよりも、その資料の有無とかですね、あとはその医師がどういうふうな診断をしたのかとか、その辺りも含めて話をすればするほど、それによって、場合によってはその加害生徒の特定につながってしまうんじゃないとか、そういった危惧もやっぱりあると思うんですよ。そこについて、なかなか発言しにくい部分があると思うので、それはやはり個別、非公開の場で、そこも特に制限なく各委員が話すことによって十分な充実した議論ができるんじゃないかな、そういった類の問題じゃないかなというふうに思いますけど。

(田中委員)

右手か左手かの話で個人が特定されないと。右手か左手かってだけですから、そしてこの前出す、出してくださるっていうふうな話だったので、ここにたまたまなかったのですね、いつもはこう大体資料がそろえているかと思うんですけども、なかったもので、あのちょっとそろえてないのかなと思ったら案の定そろえてない、非公開になってもないようなんですけども、先ほど、杉山さんからおっしゃっていただきましたけども、ないようなんですけども、ただそこがちょっと私の中では、ちょっとここにせっかく書いてあってですね、それがちょっとそういうところで資料を出していただいて、ちゃんと的確に私たちは判断しようとしていますよということを、皆さんにお示しするっていう意味でですね、だから個人名は出してませんし、もちろんあの子供たち何人とも言ってませんし、ただその亡くなった当該生徒の子供のこの骨折って書いてあるのですね、ど

うなのっていう話をしただけなので、それで公開すべきものではないとなったら、何も言えないですよ。

(伊藤委員)

ちょっと誤解があると思うんですけど、その右か左かだけでそれで終わればいいんだと思うんです。ただそれについて、それに深く議論していくとしたら、やっぱり個人を特定する話にもなりかねないじゃないかなと思うので、そこだけ聞いて、質問して、はい終わりっていう話ではないとしたら、やっぱり非公開の場で議論すべき話になっていくんじゃないかなと思いますけどね。

(田中委員)

私は、ただそれを聞いただけで、それから発展させていこうと思ってないですし、皆さんももちろん沈黙を守ってらっしゃるからそんなことをおっしゃらないだろうし、きちんと杉山さんもちやんとね、いやそれできませんみたいにおっしゃったので、私もここでどうのこうのって発展するつもりはないので、資料としてなかったの、ないですねって話を質問しただけなんです。それをお答えくださいって言うだけなんですけど、それがそこまでなんか言われるのは、そうすると何も言えなくなってしまうかなというふうに思いますね。

(伊藤委員)

それを言っちゃ駄目だったという話じゃなくて、それについて委員の先生方も多分さらに突っ込んで話せなかったっていうのは、おそらくさらに踏み込んで言うと個人情報みたいな話になってくる、非公開の部分に相応しい議論になっていくから、発言しづらいっていう部分があるんじゃないかなっていうふうに思っているっていうのが私の意見です。

(神委員)

神です。ちょっと話を最初に、戻させていただきますけども、最初の田中委員の質問は、議会、5月12日の議会説明やってますけども、この一番最初はですね。これ以降の議会説明のいじめを疑われた案件8件プラス体罰1件(※実際は2件)、合計9件について、学校と教育委員会はこれはいじめ若しくは体罰と認識しているんですかという質問だったんですよ、単純に。で、教育委員会のほうからは、そこはそうに思っているけども、委員会の中でもう少し議論をしてほしいという話があったから、それはそれで了解されていいんでしょ、委員長、そこんところは、よろしいんですか。まず一つはそれです。もう一つは、個別事案に入ってる骨折の件について、今なんて言ってますか、その骨折に関する資料が今回、前回のときにね、今回間に合えば出すというふうな話が、今回それが届いてるんですかっていう、単純にその質問？

(田中委員)

そうです、そうです。

(神委員)

で、教育委員会のほうからは、いやそれはまだ間に合っていないので、表現は違いましたけど、間に合っていない話だから、それもそれでよろしいんでしょ？

(田中委員)

だからそれもそれでいいんだけど、私はいいと思ってるんだけど、それもだからその個人情報、非公開の場でとかね、あとはそのそういう話でなんか川端委員長が時間も押して、時間もないうつで、どんどん過ぎていって、本番がって話になっちゃうと、どこまでその、事前に15分って決められているのか、5分って決められているのかね、よく分からないんですけど、私聞いてないので全

然分かりませんが、こう事務局が終わりたい、公開の場で終わりたい時間が終わりなのかなって、それを何か場の空気が読めずに言ってしまったのかな。

(川端委員長)

ちょっと言わせていただきたいんですけど。

(神委員)

それ議論すると切りないから。それ委員長が言って議論すると本題に入れなくなってしまうから。委員長が言ったのはね、その個別案件にできるだけ入りたいっていう気持ちがあるわけなので、ですからそこはその公開の時間があらかじめ決められているかどうかという話については、前日も前々日も委員会の中でも議論したとおり、できるだけ公開しましょうっていう話をしているわけですから、そここのところに、振り出しに戻って議論すると切りなくなってしまうので、一応疑問のところは解消されているのであれば、議論に入っていきますよと私は思ってるんですけど。

(田中委員)

私はいいんだけど、毎回、毎回、すごく私がね、まあちょっと気になる部分が多すぎるのかもしれないけど、早く終わりたいというか、次に行きたい、私が余計しゃべりすぎるのからなのかもしれないけど、そういうふうにもどうしても感じ取ってしまうのが、非常に、私、根性曲がっていないつもりだけど、なんとなくそんな、こう毎回そういうふうに言われるのでちょっと気になったんです。

(川端委員長)

まあ、それについてちょっと2点言わせていただければと思うんですけど。一つは、早く終わりたいということはないですが、先ほどの伊藤委員の発言にもありますが、事案の究明をしていく際に、公開の場ではどうしても途中でストップがかかってしまうわけですから、その件について深く追求していくということが、ここから先は駄目ということになるわけですし、その、今、田中委員が提起された問題も大事なことです、十分議論してきたというはあるわけですが、それを追求していくことは公開の場では(不聴取)まで行かないところがありますので、そういう意味でここに早く入りたいなど、まあそういう意味もあるわけです。もう一つなんですけど、個人情報の保護に関して、なんかちょっと誤解があるような気がするんですけど、基本的に当該生徒さんとか当該生徒さんのご家族を守るためにあるわけですし、何か教育委員会がどうかそういうことではないですよ、はっきり言って。個人の本来公表されるべきではない情報が不必要に公開されないために、慎重にも慎重を期していきましょう。ただし情報公開というのも大事なことから、そこもできるだけ頑張っていくましようということになってるわけですし、問題はその二次被害を生まないことです、そこは非常によくご理解いただきたいところですね、はい。

(田中委員)

それについては私は反対、反対というかちょっと疑問を感じます。遺族から要望があつてですね、一般公開っていうか、の中で遺族だけではなく一般公開の場っていうことで今回の一般公開になっているかと思うのでですね。一般公開の場である程度、それは確認できていませんけども、個人情報、お名前とかは別にしてですね、多少のことはって一般公開ってそういう意味だと私は思うんですけども、公開できない場を当該生徒を守るため、保護者を守るためっていう名目だけにかっこいいことを言わないほうがいいと思います、言葉悪いですけど。やはり加害者生徒と言われる子供たちとかですね、その保護者とかも守ることもあるんじゃないですか。そういうこ

とも含めての非公開という意味だと私は理解してるんですけど、今の川端委員長のお話聞くと、亡くなった当該生徒、とその保護者、遺族を守るためのようね、二次被害を生まないような感じを受けるので、そうではなくて両方がというふうに私は解釈してますけど。違いますでしょうか。

(川端委員長)

それは当然ですよ、はい。あの、なんか言う毎にいろいろところ突っ込まれて話がなかなか進まないんですけど、もちろん関係する生徒さん、加害が疑われる生徒もいらっしゃいますし、被害にあった生徒もいらっしゃると思うんですけど、それは全て関係者の個人の情報は守られるべきですから、不必要な情報公開には慎重であるべきだと、そういう意味ですね、はい。真実を報道するためだから、多少プライバシーを侵害してもいいんだと、そういう意味でおっしゃっているんじゃないと思いますけど、そういう誤解も与えかねないようなところがあるんじゃないかと。

(田中委員)

そうではないです、私が言っていることは。やはり委員長でしたらですね、私も言葉はとても足りないですけども、やはり皆さんに誤解のないように、聞くんですね、被害、当該生徒と保護者のために、だけみたいな言い方に聞こえてしまうので、そうではなく、やはり言葉として一般公開されているのであれば、市民の方もいらっしゃるので、そうではなく、皆さん加害者と言われる子供、保護者、その他学校とか教員とか含めながらね、全体的な関係生徒、関係保護者たちの全てのプライバシーを保護するためというふうに、やはりおっしゃったほうがいいのかと私は思ったから言ったまでですけども。私が誤解しているというふうに受け止められたのは非常に残念ですけど、そうではなくて、委員長がおっしゃったのは当該生徒と保護者の方というふうにおっしゃったので、そういうふうに、そこだけしかおっしゃらなかったの、それは言葉が足りないのかなと思ったので、ちょっと。そうすると、その当該生徒とその遺族っていういわゆる保護者だけのために、皆さん一生懸命非公開にして保護をしているみたいに聞こえてしまうんですね、そうではなくてですね、その中にいろんな人たち、関係者全員の意味だと私は思うんですけども、そういう言い方のほうがよろしいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですかね。私の言い方間違ってますかね。

(川端委員長)

いやいや、それは私も意図したとおりで、ですから田中委員には発言には注意していただきたいと申し上げたわけです、はい。以上です。

(田中委員)

私ももちろん注意しますが、委員長も注意したほうがいいですよ、それは、ちゃんと。お互いです。やはり委員全員がやっぱり注意しながらっていう意味ですね、私は別に委員長だから言っているわけじゃなくて、委員長としての立場で発言されるのであれば、やはりその誤解のないように、私はまあ、あれですけど、委員長としてのお立場であるならば、やはり全体の関係者全員っていう意味での発言が私はこの場では相応しかつたんじゃないかなと思って、ちょっと私がなんか、当該生徒とその保護者というところにこだわり過ぎなのかもしれないけど、そうすると、あ、他の人たちは別に一般公開されてもいいんだけど、当該生徒とその保護者、遺族である保護者がね、そんなことを言って、それを守るために皆さんに公開しないで、必死になって一般公開せずに、非公開でやってるみたいに聞こえてしまうので、やはりそうではなく、当該生徒と保護者だけのための非公開ではないということをやっとおっしゃるべきではないかなと思って、言っただけなんですけども。

(神委員)

神ですけども、今いわゆるこの個人情報保護なのか、プライバシー保護なのかということについては、何回もこの委員会の中でも、この公開するに当たってはですね、議論してきて、そこは当該生徒にしても関係生徒にしても、そこのところ、個人情報保護及びプライバシー保護については十分配慮していきましょうということで、公開の部分についてはできるだけその、特にプライバシーの部分について配慮していきましょうということでの結論は出ているわけですから、その手の誤解は各委員全部意識合わせは前回ですか、前回までには終わっているわけですので、その上で公開になっているということですので、こと新たに、こと新たになっておかしいか、そこを議論してもという気はするんですけども、よろしいですか。

(川端委員長)

あの、何かちょっとどうお答えしていいか微妙ですけども、おっしゃっている主旨はそのとおりで、この委員会で同意した内容に従ってやっているわけですよ、はい。あの公開、本来個人情報が多いので非公開の部分が多いんだけど、やはりできるだけ公開できる部分は、公開しているということですよ、はい。ですから、もし僕の発言が、誤解を与えるところがあるのであれば発言を避けたいと思いますけれども、委員の皆さまにおかれましても、個人情報に係る発言についてはご注意くださいということでもよろしいかと思いますね、はい。

<各委員思案中>

(川端委員長)

先ほど早く終わりたいのかとか、何かそろそろか言いにくいのですが、一応議論も出尽くしたかなと思うんですが、よろしいですか。もし本当にまだということがあれば遠慮なくご発言いただければと思いますが。

(田中委員)

いいですか。すみません。あの、この委員会が設置するに当たっても7か月過ぎてしまい、本当に全国的には非常に遅いというペースで委員会が設置されて、その後も決して速いとは言えないペースで進んでいるというふうに、私は委員としてとても反省しているところなんです。なので、是非委員会としてはですね、せつかくの公開の場ですので、あのこれまでは大変遅くなってしまいましたけど、迅速にスピード感を持ってやっていただくことを、ここで皆さんでご確認いただけたら、皆さんに対してお示しできるのではないかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

(川端委員長)

つまり今の発言というのは、これまで以上に迅速に進めるということを委員の総意として、委員会の総意として同意ということでもよろしいですか。

(田中委員)

これまで以上に、これまでを反省しつつということがよろしいかなと、私は謙虚に皆さんにお示しし、反省を踏まえて大変遅くなっていますが、慎重に慎重を重ねた結果ですけども、これまでは決して速いとは私は思っていないので、はい。皆さんに是非ご確認いただけたらと思いますけど、委員の皆さまに。

(川端委員長)

そうですね、これまで以上にスピードアップするということは、これまでも委員会の中で申し上げていることですが、これまでインタビューをやっていたこともありますので、インタビューはスピードアップできないこともありますので、それは一応基本的な部分は終わりましたので、我々の努力でスピードアップできるところは、どんどんスピードアップしていきたいと思うところですが、はい。委員の皆さま方におかれましては、ご協力をより一層お願いするところでございます、はい。……よろしいでしょうか。まだまだあるかもしれませんが、ちょっと次の議題も押しておりますので、特に、何回も繰り返しになりますが、これだけは言っておきたいということがあれば時間に関わらず議論はするべきだと思いますので、ご発言あればと思いますが、大丈夫ですか。

(川端委員長)

はい。それでは次の報告・協議に…。

(田中委員)

1個だけいいですか、すみません。ごめんなさい。終わりそうになって、1個だけ。私も、あのちょっと自分でもよく分かってないんですけども、大体この委員会としてですね、大体のめどでいいんですけども、委員長としては事務局としてもそうでしょうけれども、委員長としてはどれぐらいペースで進みながら、まあなかなか難しいと思いますけども、あの来年度なのか、再来年度なのか、どうなのか、自分たちは頑張っていてどこ、どこら辺を目標にいただいているのかということとをちょっとだけでも教えていただければ、私委員としてもありがたいかなと思うんですけども。

(川端委員長)

それは、この委員で、委員会で決めることで、私に聞かれるというよりは田中委員ご自身もその一員でありますから、それは何かやや責任を投げられている感じがしてお答えしかねるところですね、はい。あの、現実にこれから先の議論はどういうふうに進んでいって、どういうふうに進んでいくかってことはまだ分かりませんので、それは田中先生ご自身のことにもかかってますからね。

(田中委員)

私が委員として関わっていく中で、今2年生、来年3年生になって受験を控えてですね、高校に行ったり、就職したり、バラバラになってしまうってこともありますし、いろんなことが変化していく、大きく変化していくかなというふうに思うのでですね。やはり卒業までにはというふうな形で、就職とかですね、学校のその受験勉強とかあまりしないうちにですね、できれば目標にいただけたらいいかなというふうに思っています。来年4月で、仏教でいうところの3回忌というところになりますのでですね、その辺りでこう頑張って、私も頑張って努力していきたいと思っていますので、私はそういうふうに思っておりますけれど、皆さんのご意見をうかがえたらと思っています。少し遺族が、もし傍聴していたらちょっと希望というかね、大体そうなんだと思っただけなのかと思うので、委員会頑張っているんだなと思っただけかと思うので、よろしく願いします。

(川端委員長)

今のは、ご要望ということでしょうか。特に、あのここで議論するということなくで。

(田中委員)

皆さんの意見、ちょっとだけどんなふうに思っているのかだけお聞きしたいんですけども。

(川端委員長)

はい？

(田中委員)

皆さん、どのように大体何となく想像で、どのぐらいだと思っていらっしゃるのか、まあ皆さんそれぞれ思いがあると思うんですけども。

(川端委員長)

それでは議論として、田中委員はいつ頃までを。

(田中委員)

私はできれば非常に厳しいですけど、3回忌過ぎ、まあできれば3回忌めどにというふうに思っていますけれど。延びても3回忌以降、まる2年、また卒業する前にというふうに私としては思っています、頑張りたいというふうに思っています。私はそうです。

(川端委員長)

田中委員のご意見については、今年度中というようなご意見かと。

(田中委員)

今年度中、4月なのでですね、その辺りでってということですね。

(川端委員長)

そこについて、委員会として共通認識は得られないかというご提議がありましたが、他の委員の皆さまはいかががでしょうか。

(大久保委員)

すみません。大久保です。多分みんなもできればとか、今年度中とかそういう思いでできるだけ早くという思いはみんな一緒かと思いますが、まだ事実認定のところは、まだいじめと言われている8個、また疑わる事案についても認定もまだ、そうすると評価もまだということなので、あのやはりなかなか希望だけは思っている、ちょっとみんなそれぞれが今年度中と思います、来年度中とか、そういうことを発言することも難しいのかなと、ただ迅速にということだけは、皆さん共通だとは思っています。

(伊藤委員)

委員の伊藤です。私もあの可能な限り迅速に、スピードアップしていくのは当然、はい、同じ認識ですけども。やっぱりその時期というよりも、やっぱり重視すべきはきちんとした答申を十分議論して、中身あるきちんとした答申を、適正な答申を出すためにどうするかということだと思うので、時期ももちろん、スピードアップするのはもちろんですけども、時期をいつって決めるよりも、まずは十分に、迅速に議論することをまず第一、最優先に考えて議論していくのがいいのかなというふうに思っております。

(神委員)

いいですか。私も拙速は避けるべきだと思っています。ただし、今の委員会の開催回数では、ちょっと遅すぎるんじゃないかなと思う。もちろんみんなの都合を聞いた上で調整した上ででのことで開催はされていますけども、もう少し都合付けられないもんだらうかというふうに思っています。本当にこれだと時間がどんどん掛かっていだけで、今伊藤委員もおっしゃっていましたように、別に早ければいいというものではないんですが、遅くなっている一つの最大の理由が委員会の開催回数の間が開き過ぎているということなんですよ。それは皆さんの予定がなかなか合わないという

ことが最大の原因になっていますけども、ここをもうちょっと何とか工夫するなり、お互い譲れるところは譲るなり都合付けれるところは都合付けるなりして、是非もうちょっとスピードというか、開催回数の間隔をもう少し縮められないものかなと思っていますので、まあ時期的にいつつというふうな話はできませんが、そのところを何とか解消できないものかなと思っています。

(川端委員長)

いかがでしょうか。その終結の時期については、ある程度めどをつけるべきだのご意見も田中委員から出た一方で、ちょっといつまでというふうに言うのは難しいんじゃないか、ただしできるだけ迅速にということは皆さんご一致しているわけですし、神委員からご発言があったように、開催回数をできるだけ増やすということは、我々の努力でできることですので、これまではインタビューがありましたので、インタビューに関しては、聴き取り調査に関しては、双方の都合でどうしようもないところがありましたので、なかなか物理的な制約もあったんですけども、以後はできるだけ開催回数を増やし、また以前にお話ししたところでもありますけれども必ずしも全委員がそろわなくてもいいんじゃないのかという意見も前に出ていたと思いますので、それも含めて次回以降の会議の設定をできればなと思うところがございます。他に、副委員長いかがですか。

(大塚副委員長)

大塚です。まあ、もちろんそのいつまでっていうのはある程度めどをつけなくては本当はいけないかもしれないですけど、内容のほうやはり重要だと思うので、あまりいつまでにやらなくてはいけないからと言って、そこに帳尻を合わせるようにすると、結局議論が深まらないままに行ってしまうといけませんので、そこは意識はもちろんしていますけれども、きちっと深めていきたいということを優先したいと思います。

(川端委員長)

あとお1人、高橋委員いかがでしょうか、お考え？

(高橋委員)

特にありません。

(川端委員長)

はい。今のところとしましては、できる限りスピードアップということについては委員会の総意としてあるわけですけど、ちょっと時期を具体的に区切ることについては、拙速を招く危険性があるということで、という意見が多いように思います。私自身もこれまでも繰り返しお答えしているところなんですけども、いつまでということについてはなかなかお約束しにくいのではないかなというふうに思うところです、はい。田中委員、いかがですか。ちょっとなかなか他の委員の意見としては時期を決めるのは難しいかなという感じでしたけれども。

(田中委員)

時期って話をしたのはね、やっぱりスピードアップっていうところですよ、やっぱり。それは今のまんまでスピードで行ったら、例えば2年やっても3年やっても4年やっても多分まだね、何回もやってないの、もちろん聴き取りもありましたけども、このペースで行けば本当にあと2年も3年もかかってしまうんじゃないかなっていう感じのペースなので、それはやっぱりこう速めていただいて、本当に委員長もおっしゃいましたけど、欠席者がいてももちろんしょうがないときもあるかなというふうにも思うので、半数以上が出るような感じで開催していただいでですね、あの委員会をどんどんどん開催していただければ、多分スピードアップできるのかなって思って、もち

ろんそれで結構だというふうに思っております。全員そろうのはなかなか、毎回毎回全員は厳しいのかなっていうふうに思いますので、是非過半数以上出ればいいんじゃないですか、7人ですから。私はできるだけ出るように、日曜日でも夜中でも全然大丈夫です、どうぞ、はい。そういう意味では、開催期間というのを申し上げたのは、そのある程度めどにしてもう少しスピードアップしてですね、このままだと2年3年やっても同じなんですよ。なので、神委員がおっしゃったようにやはりもう少し回数を増やしていただいて、期間を短くしていただいてですね、是非進めていただけたらなというふうに思っています。それで結構です。

(川端委員長)

はい。この議題につきましては、ほぼ一致を得たと思うので、これまで以上にスピードアップし、そして全委員の出席はなくても、今の話だと過半数ぐらい出ればいいくらいなめどでやっていると思いますが、皆さまよろしいですか。

(田中委員)

委員長と副委員長が出ていればいいんじゃないですか。

(神委員)

過半数は、過半数はいい加減かな。

(川端委員長)

いやそれは、あの大人数の…。

(神委員)

あの過半数には、ちょっと賛成しかねる。1人ぐらいがどうしてもね、えっと過半数っていう考え方ではなくて、どうしても1人ぐらいが都合付かないというときには場合にはやむを得ずということもありますけども、前にも言っているとおりできるだけ全員そろうのが一番いいわけですから、議論の進め方としては、です。ので、今後のスピードアップ、スピーディにという話も含めて、どうしてもって言って1人都合が悪いとかいうならいいけど、過半数というのには賛成しかねます。

(田中委員)

もうちょっとその過半数は、言葉のあやみみたいな感じですけど、でも1人とかどうしても出られない場合があって、他全員は、6人は全員だけど、1人だけどうしてもっていう場合は、あまりその次の開催時期がですね、みんなそろうときとか、あと1人欠けるときがずっと延びる場合があるわけですね。そういうときはやむを得ず、その全然決まらないからというところで、1人欠けてもっていうところであれば、もう少し縮められるかと思うんですよね、間隔が。そういう意味で、そのようにお願いしたいという意味です。よろしくお祈いします。

(川端委員長)

はい、改めてもう1回確認すると、できるだけ全員出席が原則だけれども、最悪1人ぐらい欠けてもというような方向性ということで、じゃあよろしいでしょうか。まあ確かにそうですね。いろんな専門の委員が集まっていらっしゃるには、それなりの意味があるわけですので、なるべく全員出席を目指しつつもということで、今後は進めていきたいと思ひます、はい。よろしくお祈いいたします。あとは、特になければ報告・協議(2)の「これまでの調査について」ということに入りたいたいのですけれども、ここからの協議内容につきましては、個人等の個人情報の扱う部分になりますので、仙台市いじめ問題専門委員会調査運営要領第5条に基づき、これより閉会まで非公開とさせていただきますと思ひます。大変申し訳ございませんが、傍聴の皆さまと報道関係の皆さまには、

ご退席をよろしくお願いいたします。

—傍聴者・報道関係者退室—